

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】827.9km²
【人口】1,437,377人
【うち65歳以上】408,761人
【高齢化率】28.4 %
※令和6年10月時点

背景・経緯

- ・ 検討開始時期：平成30年度
- ・ 取組開始時期：令和元年12月
- ・ 身寄りのない単身高齢者が死後の「葬儀」に不安を抱えていること、また、家主は死後の「家財処分」に関して、不安を抱えていることが明らかとなっていたため、身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の葬祭執行や残置物処理等の高齢者の不安を解消し、高齢者はもとより、家主や地域の方々が安心して生活できるようにすることを目的として事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】

身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の葬祭執行や残置物処分等の不安を解消するため、葬儀社、利用者及び京都市社会福祉協議会の三者で死後事務委任契約を結び、電話や訪問等による生活状況や健康状況の確認、必要があれば介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐとともに、利用者が亡くなられた後、お預かりした預託金での葬儀や納骨、家財処分を実施し、万一のときの備えを講ずることで、利用者はもとより、家主や地域の方々が安心して生活できるよう、「京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業」を実施している。

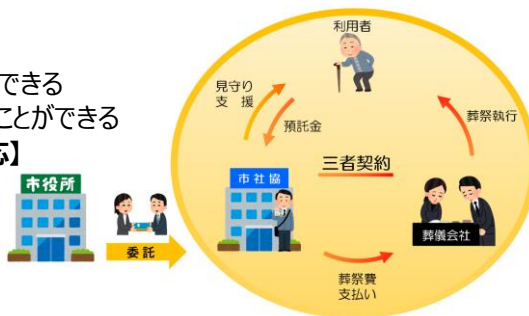
【利用者の要件】

以下の全てに該当する京都市民

- ✓ 65歳以上
- ✓ 低所得者（市民税非課税・不動産非所有・預貯金240万円以下）
- ✓ ひとり暮らし
- ✓ 子どもや頼れる親族がいない
- ✓ 市内在住
- ✓ 契約能力がある
- ✓ 賃貸住宅入居者
- ✓ 生活保護を受給していない
- ✓ 契約時に預託金を一括して預けることができる
- ✓ 契約後市社協による安否確認を受けることができる

【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】

葬儀会社



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①京都市

- 実施主体。契約の履行報告の受付
- 葬儀会社のリスト管理（※）
- ※ 本事業に賛同いただき、協力いただける葬儀社

②京都市社会福祉協議会（委託先）

- 利用者からの求めに応じて事業説明等
- 利用者の相談対応、見守り（安否確認）
- 履行後、葬儀会社に支払い

【葬儀会社】

- 利用者本人の死後、契約内容の履行及び報告
- 夜間・緊急等の対応

【利用者（市民）】

- 情報収集、市・相談支援機関・事業者等へ相談
- 利用者は、葬儀会社リストから1社選択
- 預託金を市社協に預け、葬祭や定期的な見守り支援等のサービスを受ける
- 利用者登録カードを常時携帯かつ自宅内での掲示を行う

【家主】

- 利用者死亡時に死亡届出人になることを依頼

市社協、葬儀会社及び利用者の3者で死後事務委任契約を結ぶ。

利用者登録カード（携帯版）

- ・事業の継続にあたっては、事業の採算や予算の確保、サービス提供等にあたる人員の不足などが課題である。
- ・予期せぬ遺留金品が発見された場合の取扱いや、戸籍法 8 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する者がいない場合の死亡届出者の取扱いに不安がある。
- ・今後、利用者の要件を緩和した場合には民業圧迫が懸念される。